

# 三次市真田一幸スポーツ・文化 子ども育成事業補助金 Q&A

(問1) 前年度の収支決算書は、監査を受け保護者会総会に提出したものと別に、申請用に作成する必要があるか。

(答1) いいえ、別に作成する必要はありません。各団体の総会等で実際に使用された決算報告（決算書）の写しを提出してください。

(問2) 補助金の入金は、団体の収支決算書ではどのように扱えばよいか。また、4月に入金された場合は、前年度・今年度のどちらの決算に入れるべきか。あわせて、補助金の入金によって次年度への繰越金が30万円を超えた場合、次回の補助対象になるか。

(答2) 補助金の入金は、団体の収支決算書の「収入」の部に計上してください。3月から4月にかけて年度をまたいで入金された場合、どの年度の決算に組み入れるかは、各団体の会計規則や慣例による判断にお任せします。繰越金額による補助対象の可否については、決算書の内容を確認した上で個別に判断します。まずはご相談ください。

(問3) 領収書の代わりに、レシートを提出しても認められるか。

(答3) はい、可能です。原則として領収書の写しの提出をお願いしていますが、購入明細（内容）が確認できるものであれば、レシートの写しでも構いません。

(問4) 大会等の開催にあたり、参加賞は補助金の対象になるか。また、サッカーボールを参加賞として購入してもよいか。

(答4) はい、サッカーボールなどの消耗品や備品を参加賞とする場合は、補助対象となります。食糧費（飲食物）については、参加賞であっても補助の対象外となりますのでご注意ください。

(問5) 請求書の口座名義人が、申請者等様式（記載例）20ページにあるように、「●●スポーツ少年団保護者会 会計 ▲▲ ▲▲」となっている場合、委任状の提出は必要か。

(答5) 申請者（代表者）と口座名義人が完全に一致しない場合は、委任状が必要です。

(問6) 同じ高等学校の「野球部保護者会」と「吹奏楽部保護者会」のように、同一校内の複数の団体が申請する場合、それぞれ別々に申請できるか。

(答6) はい、別々に申請できます。それぞれの保護者会を一つの団体として扱いますので、各々の団体名で個別に申請を行ってください。

(問7) 吹奏楽部の楽器修繕料は補助の対象になるか。また、その場合に写真の添付は必要か。

(答7) はい、補助の対象になります。写真の添付については、修繕料が1万円未満であれば不要ですが、1万円以上となる場合は、修理箇所を撮影し、提出資料に写真を添付してください。

(問8) スポーツ少年団が申請する場合、申請者は「保護者会会長」と「団の監督」のどちらにすべきか。

(答8) 補助対象となる活動の運営主体の代表者名で申請してください。  
例えば、保護者会が運営を担っている活動であれば「保護者会会長」の名前で申請します。その際、振込先となる通帳の口座名義が誰になっているかも必ず確認してください。原則として、申請者（代表者）と口座名義人は一致している必要があります。

(問9) 個人名義の口座を振込先に指定することはできるか。

(答9) 原則として、個人名義の口座への入金是不可能。補助金の振込先は、必ず「団体名」が含まれた口座（例：●●スポーツ少年団 会長 ▲▲ ▲▲）を指定してください。